

令和6年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年3月14日
 招集場所 度会町議会議場
 開議 令和6年3月14日（午前9時5分）
 出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
 4番 中西 久博 5番 長谷川多一 6番 貞森 義和
 7番 若宮 淳也 8番 登 喜三雄 9番 西井 仁司
 10番 濱岡 裕之 11番 中森 慰
 欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	建設水道課長兼 環境水道担当課長	迫本 晃
副 町 長	西岡 一義	建設担当課長	阪口 昇吾
総 務 課 長	中井 宏明	産業振興課長	西村 夏之
みらい安心課長	山下 喜市	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	長谷川陽子
税務住民課長	森井 裕	教育委員会教育長	中村 武弘
保健子ども課長	作野 和幸	教育委員会事務局長	中井 均
長寿福祉課長	西田 健		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	岡谷 吉浩	書 記	西村 美紀
書 記	宇田 真希	書 記	宮崎 卓也

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 常任委員会委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第1号～議案第39号）
- 日程第4 採決（議案第1号～議案第39号）
- 日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 追加日程第1 議案の上程（議案第40号）
- 追加日程第2 提案理由の説明（議案第40号）
- 追加日程第3 質疑（議案第40号）
- 追加日程第4 討論（議案第40号）

- 追加日程第5 採決（議案第40号）
- 追加日程第6 議員提出議案の上程（発議第1号～発議第3号）
- 追加日程第7 提出理由の説明（発議第1号～発議第3号）
- 追加日程第8 質疑（発議第1号～発議第3号）
- 追加日程第9 討論（発議第1号～発議第3号）
- 追加日程第10 採決（発議第1号～発議第3号）
- 日程第6 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

- 議案第1号 令和6年度 度会町一般会計予算
- 議案第2号 令和6年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 令和6年度 度会町介護保険特別会計予算
- 議案第4号 令和6年度 度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第5号 令和6年度 度会町水道事業会計予算
- 議案第6号 令和5年度 度会町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第7号 令和5年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第8号 令和5年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第9号 令和5年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第10号 令和5年度 度会町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第11号 度会町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 度会町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第20号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 度会町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度 度会町一般会計補正予算（第5号））
- 議案第25号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について
- 議案第26号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第27号 日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第28号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第29号 火打石・駒ヶ野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第30号 小萩辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第31号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第32号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第33号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第34号 南中村辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第35号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第36号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡 指定管理者の指定につき同意を
求めることについて
- 議案第37号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第39号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第40号 度会町税条例の一部を改正する条例について
- 発議第1号 専決処分事項の指定について
- 発議第2号 専決処分事項の指定について
- 発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書の提出について

◎開会の宣告

(9時5分)

○議長（若宮 淳也） ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、令和6年第1回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

5番 長谷川多一議員。

《5番 長谷川多一 議員》

○5番（長谷川多一） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、トップで質問をさせていただきます。

私の今回の一般質問につきましては、まず、一点は、令和2年でしたね。令和2年の3月議会において質問させていただき、それに対しての町長からの御回答をいただいておりますが、それに関して、最近ですね、また、同じく大規模風力発電事業に関して、電源開発さんが地元でアンケートを実施する等ですね、また、活動が活発になってきておりますので、令和2年の3月に御回答をいただいた方向が、それでお変わりがないかどうか。それについて確認をさせていただきたいということでございます。

中身については、御存じのとおりかと思いますが、令和2年の質問は、大規模発電事業が進められている中で、地元の自治会が南中村区でございますが、自治会からの反対の意思が示されとるということで、それに関しまして、町としてどのように対応していただくかということ、町長からは、地元の区が賛成の意思が示されなければ、町として進めるものではないという回答をいただいておりますが、それについてお変わりがないか。確認をさせていただきたいと思っております。まず、それが一点。

それから、いわゆる再生可能エネルギーに関しまして、今後町としてどのように進めていくような方向を持ってみえるか。それについて第二点として確認をさせていただきたいと。

できましたら、もう一括御回答をいただきたいと思いますので、今後の方向につきましてはですね、ここにも書かせていただきましたように、既に、度会町では再生可能エネルギーが大規模風力発電及び太陽光発電ということで、私が見せていただいた再生可能エネルギーに関するプロジェクトという考え方の冊子を見せていただいたんですが、その中では、既に度会町の需要電力に対しまして、あの時点では4倍以上の発電量となっております、それがソーラーパークのフル稼働の以前でございましたので、私が詳しくは分からないんですが、簡単に概略計算しま

すと、既にもう8倍以上になっているのではないかと、間違っていたら、また訂正していただきたいと思うんですが、8倍以上に現在なっているんじゃないかと考えております。そういうような状況でございますので、あのプロジェクトにも示していただきましたように、いろんな方向を模索してみえる。例えば、水田の上にパネルを入れて、太陽光発電と複合的にやって、反収を上げるとか、ほかにも7つほど考え方が示されていたように思うんですが、そういう方向にですね、現在、反対意見の根強い大型発電事業に今後も取り組まれていくよりもですね、私としては、ほかにも7つほどの方向を持ってみえますので、そちらの方向に町としてかじを切っていたいただいたらどうかというように考えておりますので、町長のお考えを併せてお聞かせいただければと思ひまして、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、皆さんおはようございます。

長谷川議員さんの質問にお答えをします。

まず、本町は、脱炭素化を目指すまちづくりを進めております。

本定例会において御審議いただいている令和6年度一般会計予算においても、ソーラーパークによる大幅な固定資産税の増額が見込まれていることは、御承知のとおりかと存じます。

本町では、再エネ事業を企業誘致と捉えており、また併せて、自主財源確保の非常に重要な施策に位置づけをしております。同じ行政に携わる者として、これには賛同いただけるものとの思いでもあります。

度会・南伊勢風力発電所建設計画につきまして、改めて、私も経過を調べてみましたところ、時系列に申し上げますと、平成22年12月から風況調査を開始したことに端を発し、南中村地区を含む一之瀬地区7字区長の連名で風力発電事業に係る陳情書が、平成23年11月21日付で、当時の中村順一町長宛に届いております。これは「地域活性化につながる重要な計画であることから、保安林解除に向けた支援をしてほしい」というものでございました。

これを受け、町としても推進してきたところであります。

しかし、平成24年8月、南中村生産森林組合員の賛否投票で反対が上回り、その結果を受け、翌年、平成25年2月には、南中村区として「生産森林組合の議決を尊重し区として同意しない」旨が文書で届いております。その後、平成26年9月には、日立パワーソリューションズが事業を継承し、平成31年には、電源開発が事業を引き継いで、今に至っております。

申し述べましたように、地域活性化のために、南中村区も含めた一之瀬地区全体がですね、推進の立場で陳情いただいた経緯もございます。度会町として推進の立

場は、変わっておりません。

しかし、長谷川議員さん御指摘のとおり、区の同意が得られない場合は町として推進するものではないという私の考えに変わりはありませんが、事業者による戸別訪問による聴き取り調査では、南中村在住者の推進意見が過半数を上回るとの報告を受けております。この結果を踏まえたと、町として推進できる事案であるとも考えております。

南中村区を除く一之瀬地区からは「未来のためにも推進すべき」との声が聞かれております。長谷川議員さんには、地元住民の声にしっかりと耳を傾けていただき、区の同意と申し上げたように、南中村区として賛否を問うていただくことが重要であると考えております。

2つ目の質問でございますが、カーボンニュートラルの実現については、本町の年間需要電力量に対し、4倍以上の発電電力量があるというもので、CO₂を削減しているとは言えない状況であります。家庭用太陽光発電やEV車の補助制度でCO₂の排出削減を進めながら、将来的には再生可能エネルギー電力を、近隣市町や県内でも、排出量の多い地域などで活用していただくことができると考えております。

度会・南伊勢風力発電事業の実現はそういった意味においても、地域の将来を見据えると意義深い事業になると考えております。

以上、長谷川議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 長谷川議員。

○5番（長谷川多一） 理解できたんですが、一、二点気になるところがあるのと、確認をさせていただきたいと思います。

一点は、7地区で保安林解除の申請書が挙げられたということ、今おっしゃいました。それは、確かに、当時の区長が一回は判を押されたというようなことを聞いております。生森のほうも、何か判を押されたようなことも聞いています。その後、当時の区長が、私も実際、その当時いなかったものですからあれですけども、書類を見ますと、南中村区としては、保安林解除に関する申請も、文書も取消しをさせていただき通知をさせてもらっというところを聞いています。それが一点。また確認をいただければ結構でございます。

我々で町長のおっしゃることはよく分かるんですが、要するに、町長も先ほど申されたように、地元でのそのもう一度、賛否を問うということについては、私がどうこう申し上げることではございませんし、一区民としては、当然、それは行われるかも分かりませんが、あくまでも、それは区の手続を踏んだ上で、改めて、そういうことがされるかもしれない。

まず、されたとして、した場合にですね、先ほど町長もおっしゃられたように、

令和2年にも御回答をいただいたように、区としての方向が示されない限り、町としては推進を積極的にされないということは、先ほどもおっしゃっていただいたとおりかと思いますが、その点を確認させていただきたいと思っております。それが一点。

それから、再生可能エネルギーにつきましては、確かに、おっしゃられるとおりで、また、企業誘致という観点から見れば、また、財政の確保という、財源の確保という意味から見れば意味があるかと思いますが、あくまでも、私が申し上げたいのは、企業誘致もいいんですが、その中には、今、申し上げたように、一部の地域であろうと、その反対意見が、根強いものについてですね、あえて積極的に取り組む必要があるのかどうか。もっとほかに再生可能エネルギーを推進する方法があるんじゃないのかなというように考えておりますので、その点につきましては、回答をいただいておりますので、改めてはいいんですが、改めて御再考をいただければと考えています。ですので、一点だけ、改めて、地区の、地区の意思が示されない限りといいますか、今は反対ということで示されておりますので、それが変更されない限り、少なくとも町として推進するものではないということについては、確認をさせていただきたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、長谷川議員さんの質問にお答えをいたしたいと思っております。

町としてはですね、南中村区の自治会として賛否を取っていただきたいという気持ちに変わりはありません。今まで生産森林組合の賛否を持って区の決議とするということが、町に示されておりますが、度会町としては、初めからですね、区で、区の同意というんですか、を求めて、それに対して意見書を書くというスタンスに変わりはありません。あれから12年とかたちましてですね、社会情勢とか、経済情勢、また、その地区の人たちの入れ替わりもございます。いろんなことが多分あるんだと思います。業者にしても、ずっとあれから残っておって、2つの事業者が変わっております。しかし、最大、日本でも2番目の大きな会社が今回、電源開発という形ですね、事務所も建て、いろんなことで頑張っておられるというふうに思うんですが、賛成、反対もあるんですが、事業者は当然、お金もうけが基本なんですが、それでペイできるかできやんが、基本になると思うんですが、やはり根強い反対と言われましたけど、根強い賛成もおられるというふうには思うんですわ。ですので、役員さん、大変苦勞されておったと、中村区の役員さんが苦勞されておったと思いますが、人の気持ちも変わってくると思いますので、その辺はですね、住民に、区民に投げかけていただいてですね、区民の皆さんが判断をしていただければ、一番いいことかなというふうに思います。

それで、区の意見として反対であればですね、私も推進するべきものではございませんし、まして、生産森林組合が地権者になっておりますので、区が反対をした、生産森林組合が賛成するというようなこともあり得ない話なんで、地権者が貸さんといわれれば、権利は地権者が持っておられるわけですので、当然そういうことになってくるんだらうというふうに思います。

まずは、区で賛否を取っていただきたい。それが、一之瀬7地区、南中村を除く6地区と、度会町にとって望ましいことになるのだらうと思っています。

以上、答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） 長谷川議員。

○5番（長谷川多一） ありがとうございます。町長のおっしゃられるとおりですね、地区の意思というのは、人も変わっておりますし、また、住民の戸数も減ってきているという中でですね、当然、変わっている方もみえるだらうし、また、変わっていない方もいるだらうということで、これに関しましてはですね、区として、一応、規則、規定がございまして、区民からのそれに関する臨時区会なり開催要望が出た場合、それは区として開催するべきであると、する義務があるということになっています。その場で、また、その辺の意見を集約していただければと思っています。それは、そのとおりだと思います。

それから、もう一点、参考までに申し上げますが、あくまでも、確かに、私も聞きますと、南中村生産森林組合としての記名投票されたら、それを参考に見せていただきますと、いわゆるその当時の風力発電の建設に対して反対であるか、賛成であるかということ、明確に問うたもので記名投票されているというように聞いていますので、区としては、生産森林組合の意思をそのまま尊重するという表現で、区の意思を正式な通知をしていただいたと聞いていますが、あくまでも、その当時のことを聞きますと、記名投票でほとんど区民と生産森林組合の組合員が1名しか違わなかったということで、ほぼイコールということもありまして、改めて、そこまで記名投票されたものを、改めて、区としての投票なり、何なりをする必要もないんであらうということで、生森の意思をそのまま区の意思というように通知をしていただいたというように聞いています。ですから、あくまでも区として確認をしなかったわけではないということ、一つ御理解いただきたいということと、改めての意思確認につきましては、それは地元の区の役員さんでなり、地元住民の方が要望されるなりということで、どのように進めていただくかは、私からあまり申し上げること、区民としては言えますけども、議員として申し上げることではないかと思っているのですが、その辺、理解いただいて、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、長谷川多一議員の質問を終わります。

続きまして、8番 登喜三雄議員。

《8番 登喜三雄 議員》

○8番（登喜三雄） 登喜三雄です。議長の許可をいただきまして、2つの質問をさせていただきますと思います。

まず、一点目は、能登半島地震を振り返りながら、南海トラフの地殻変動に伴う巨大地震の発生を想定した本町の防災対策を問います。2か月あまりを経過した今なお復旧に大きな課題を抱えながら、懸命に立ち向かわれている能登の皆さんのお姿を拝見し、心が痛みます。国を挙げて、息の長い支援を切望いたします。

紀伊半島に位置する本町も、東南海地震がいつ起きても不思議ではないといわれています。13年を経過する東日本の大津波災害も記憶を新たにすところですが、能登の4メートルを超える地殻変動を目の当たりにして、もし、紀伊半島で同様の地殻変動が起こったら、本町もなすすべもなく、立ちすくむのではないかと心配いたします。

しかし、備えがあれば憂いも少なくなります。物心両面での準備が必要です。3つのセクションについて質問をいたします。

一点目のセクション、タイムライン、すなわち防災行動計画に沿った対応が定められているのか。また、あるとするならば、見直しの必要はないのか。災害が発生すると、時間に沿った対応が求められます。その項目は多岐にわたります。まずは、役場職員の参集、生存者の確認と救護。次に、インフラの確保、県道・町道の動線、上水道、停電の確認、通電確保、また、次には、避難所の設置・運営、トイレ、キッチン、ベッドの確保、在宅通所要介護者への対応、これには、福祉避難所の設置が必要になる場合もあります。

次に、昼間、中間発災時の保育所、学校の対応、さらには、消防団、医療従事者、これは感染対策にも必要になってまいります。広域消防・広域環境組合、これは災害ごみ処理について必要になってまいります。もちろん警察、自衛隊、社会福祉協議会、社協につきましては、ボランティアの受入れ等の連携が必要になってまいります。このほかにも多くの行動が求められます。タイムラインに沿った計画はあるのか。その見直しは必要ではないのかをお伺いいたします。

セクション2、本町の地域特性上、県道の寸断を想定した4地区現地対策本部を設置した町を挙げての防災訓練が必要と考えるが、いかにお考えですか。この現地対策本部というのは、災害対策本部設置条例、町条例に規定されているものをいいます。また、この訓練の中に、ドローンでの状況把握訓練を加えるよう提案いたします。ドローンも進化しております。

先日、宇宙飛行士、野口さんのテレビ番組で、防災ドローンの有用性を拝見いたしました。また、東日本のある自治体では、チームでドローン防災に取り組んでい

ると聞き及んでおります。ぜひ、町を挙げての防災訓練を実施していただき、また、それを検証しながら、新しい防災対策を講じていただきますように、よろしくお願いをしたいと思います。

セクション3、巨大地震の発生を想定した知識の啓発と普及についてお伺いをいたします。

まず、アといたしまして、築65年が経過する宮川ダムを決壊しないとは言い切れない。コンクリートの寿命も半世紀を超えると危ないと言われております。また、過去ゲートが破損し、貯水調整機能が損なわれたこともありました。ダム両端からの越水で、崩落・決壊しないとも言い切れません。知識の備えとして、宮川ダム決壊時のシミュレーションをしておくことが大切です。できれば、ハザードマップの作成を三重県に要請してほしいと考えます。

次、イ、中央構造線は、プレート変動と相まって、巨大地震を誘発するとも言われています。熊本地震は、その一つだそうです。町内も中央構造線が走っていると聞きます。どこをどのように走っているのか。知識の備えが必要です。

次に、宮リバー度会パークに、国土地理院による電子基準点観測施設があります。水平地殻変動を調べています。北西方向に年間約3センチほど移動しているそうです。大地といえども、日本列島は動いています。度会町も動く大地の上にあるのです。心の準備として、町民の皆さんに啓発しておく必要があります。

もう一つ、これは教えていただきたいんですけれども、小萩の山地の横穴の中で、何かを調べています。これも地殻変動に関するものではなかったのかと御教授願いたいと思います。

以上、一点目の質問について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、登議員さんの質問にお答えをいたします。

本年1月1日、午後4時10分に発生しました令和6年能登半島地震。一日でも早い復興を願い、当町も継続的に職員を派遣をしておりますが、災害の深い爪痕は今も癒えることはありません。

この地域においても、いつ何どき、巨大地震が発生してもおかしくない状況でございます。

御質問をいただいております南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率が高いと予想されております。また、本町における最大震度は、震度7とも想定されております。過去の巨大地震を教訓として、防災対策を講じておりますが、改めて、各種計画の見直し、訓練の充実、ハード・ソフト事業の推進など、重点的に対策と整備に努めてまいります。

詳細につきましては、教育長及び担当課長から説明いたさせます。

○議長（若宮 淳也） 中村教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） それでは、いつも教育委員会活動につきまして、御指導・御協力、本当にありがとうございます。

学校の震災対応につきまして説明いたします。

自然災害が発生した際に、児童・生徒の安全を確保し、命を守ることは、学校において最優先すべき責務であると認識しております。

登議員から質問いただきました、昼間の発生時の学校の対応についてでございますけれども、小中ともに、学校安全計画により、危機管理の方針、危機管理マニュアルを定め、具体的な行動等につきまして危機管理マニュアルを定めておりますので、それにのっとりまして、年間の避難訓練計画を立てまして、災害時には、方針やマニュアル等に沿って、迅速かつ適切に避難行動が取れるよう、教職員、児童・生徒ともに、授業時、休憩時など、様々な場面を想定しながら、避難訓練を実施しているところでございます。

訓練のほかにも、様々な防災学習を実施しております。一例を申しますと、中学校1年生では、地震体験車による地震体験、2年生では、究極の選択を迫られたときに、それを想定し、いろんな意見を出し合い、話し合い、解決する方向へ向かう、クロスロードゲーム、3年生では、避難所運営ゲームなど、それらを通して、学年に応じた体験型の防災学習を行っております。

また、小学校では、県の作成いたしました防災ノート、これらの基に、様々な避難の仕方とか、自分たちの命を守る方法というのがございます。それを学習しております。これは低学年用でございます。これは高学年用でございます。

このような防災学習を行うことによりまして、児童・生徒自らが災害について考え、防災意識を高める機会としております。

今後も平常時から避難訓練や防災学習を、計画的に、繰り返し実施することによりまして、災害時の児童・生徒の安全対策に努めてまいります。

同様に保育所のほうも、防災マニュアルを定め、避難訓練を、こちらのほうは毎月行っておるといことです。防災頭巾等を設置して、災害に備えているということを担当課より聞いております。

今後とも、小・中、保育所とも、子供たちの命を守ることに努力をしたいというふうに考えております。

以上、登議員の答弁とさせていただきます。また、登議員さんや皆さんのいろいろな御指導を賜り、御協力を賜りたいことを、ここに加えて、申し伝えます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（若宮 淳也） 山下みらい安心課長。

○みらい安心課長（山下 喜市） それでは、町長、教育長に代わりまして、タイムラインの観点から御説明を申し上げます。

まず、御質問にありますタイムラインとしての対応につきましては、地震などの突発型災害では、人命救助のために重要な72時間を意識して行動が必須となります。

度会町として、タイムラインの一つと位置づけている度会町業務継続計画では、南海トラフ地震が発生した場合、最大で死傷者500名、全壊・焼失1,500棟の被害を想定して行動計画を定めております。

有事の際には、全職員及び全消防団員のうち、被災を免れた者がタイムラインに沿って対応に当たります。

具体的には、発生後3時間以内に職員7割が参集できる見込みとし、災害対策本部の立ち上げ、災害状況の把握、避難所の開設指示、被災者の救助・救急を迅速に開始いたします。

避難所の開設では、職員で対応できない場合を想定し、防災施設鍵貸与要綱に基づき、消防団員に体育館などの鍵を渡し、開錠の共有を図っております。小・中学校及び旧小学校を含めた体育館におきましては、非構造部材の撤去工事を完了し、安全対策を講じております。

地域との連携に関しましては、自主防災会に避難所開設マニュアルを配布し、地区避難所における避難者の人数報告等、相互連携を図れるよう、努めております。

さらに、自主防災会長さんや民生委員さんに配布しております避難行動要支援者名簿を活用し、地域の皆様とともに、支援者・救助者の把握を迅速に行ってまいります。

3時間経過後の1日以内の行動につきましては、道路、橋梁、水道等の点検と応急給水を実施する運びで想定しております。

道路などのインフラ対応に関しましては、21事業所と締結しております災害対策業務に関する協定を基に、早急な復旧を目指します。

また、応急給水に関しましては、町が有する給水車で配給を行いながら、応援要請により、不足分を補うよう手配してまいります。

ボランティアの受入れに関しては、令和6年3月に策定した度会町災害時受援計画を基に、災害ボランティアセンターを社会福祉協議会施設内に開設し、支援者とのマッチングを進める運びとなります。

次に、防災訓練の観点から説明いたします。

御質問にあります現地対策本部訓練につきましては、登議員さんの御指摘のとおり、県道が寸断された場合に備え、4地区現地対策本部設置訓練が必須となります。

本年度の度会町総合防災訓練において、中川、小川郷及び一之瀬地区の各支部での開設訓練をはじめ、避難所開設訓練、ドローンによる空撮訓練及び給水車による

応急給水訓練を実施をいたしました。

しかしながら、能登半島地震では、幹線道路の通行不能による救助活動の停滞など、想定外の事態に陥ったと認識しております。いま一度、本町の防災体制を見直すきっかけにしていきたいと思っております。

県道寸断に対応するため、職員が自宅から直接支部の施設に向かうことを想定したマニュアルの策定をはじめ、ドローンにより被災場所状況を確認する訓練、自主防災会や自衛隊、消防署と連携した避難所開設訓練などを、今後のカリキュラムに組み入れて、取り組んでまいります。

最後に、知識啓発の観点から説明いたします。

御質問にありました宮川ダム決壊につきましては、管理を行う三重県宮川ダム管理室によりますと、平成26年度に耐震性機能調査を実施をしており、洪水調整を行うクレストゲート以外は、巨大地震に耐え得る強度を有するとの返答を受けてございます。また、ゲートにおきましても、本年度で耐震化が完了することですので、御安心いただいております。

また、伊勢自動車道の北側を走る中央構造線、宮リバーわたらいパーク前に設置している電子基準点、小萩区に設置されております地震動を記録する広帯域地震観測装置など、地殻変動に関わる身近な教材がございますので、住民の皆様には伝わる啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

今後も、度会町の地理的条件や生活環境に則した巨大地震に対する備えを、地域の皆様とともに進めてまいりますので、登議員さんの豊富な知見と経験から御助言をいただければと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

以上、担当課からの答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） はい、登喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。町長さんをはじめ、教育長さん、また、担当課長さん、御回答をいただきました。心と、物心両面でのやっぱり備えがあれば、憂いが少なくなると思っておりますので、特に、タイムラインに沿った行動計画というのが、やっぱり必要ではないかなと、もっと、まずは、大災害が起こったとき、大地震が起こったときには、まず、町長さんが対策本部に出てこられるんかどうか。ここから始まることだと思っております。また、職員の皆さんも7割を想定されておりますけれども、7割の出勤を想定されておりますけれども、震度7クラスになりますと、果たしていかなものかと心配をいたします。どうか、いま一度、タイムラインに沿った計画を見直していただきますように、お願いをしたいと思います。

そこで、まずは、職員の皆さんの参集なんですけれども、まずは、職員皆さんの身の安全を確保してからが全ての防災行動が始まると思っておりますので、どうか、職員の皆さんの身の安全の確保について、まずは、皆さんとよく相談をしていただきました

いと思います。

それで、今は携帯電話等の普及が進んでおりますので、出てこれなくてもどういう職員の行動ができるか、そういったことも含めて考えていただきたいと思います。

あと、二点ほどお願いがあります。宮川ダムは大丈夫だというお話でございました。そのほかにも、農業用のため池とか、治山ダム、砂防ダムの決壊も想定していく必要がありますので、いま一度、点検のほうをよろしく願いをいたします。

もう一点、これもお願いなんですけれども、防災行政無線のポールの地際部の腐食度合いを調査しておいていただきたいと思います。築30年ぐらいたつんですか。防災無線が折れたというようなことがあってはならないことですので、どうも地際部が一番腐食として起こりやすいというようなことですので、よろしく願いをしたいと思います。

学校の対応につきましても、いろいろもう既に検討がなされているというお話でございます。しかし、子供たちが帰れないと、家に帰れないというようなこと、そういう想定も十分にさせていただきますように、そのときはどうするんだと、体育館に寝泊まりをする必要が生じる場合もあろうかと思っておりますので、そういった点につきましても、時間に沿った行動計画を立てていただきますように、よろしく願いをいたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

デジタル田園都市国家構想による地域における魅力的な仕事づくり、デジ田構想にリンクする役場庁舎の脱炭素化関連並びにデジタル医療と現実的な医師不足について質問をいたします。

まず、一点目のデジ田構想による地域における魅力的な仕事づくり、これは人口減少課題に対する最も重要な柱立てだと考えます。唯一期待できるバイオマス発電施設の計画を聞きますが、いつどこにできるのか、仕事づくりにどのようにつながっていくのか。

二つ目、医療M a a Sなど、デジタル診療は中長期的には必要なことと思っております。しかし、住民の皆さんは現実的な医師不足、医師確保に向けての取組にこそ、役場の人的資源を割いてほしいと願っているのではないかと思います。医療M a a Sは、現実の医療行政の課題から、一人先を、先歩きをしているように感じます。トップダウンで医師確保に向けた道筋を示すべきではないのか。

三点目、デジ田構想にリンクする役場の脱炭素化、いわゆるソーラー発電による庁舎の節電化は効果があるものと思われま。しかし、デジタル化とともに、より複雑になる施設の運営管理は誰がやるのか。レジリエンス強化、いわゆる困難に遭遇しても対応し、成長する能力をいうそうです。けれども、この強化とは、逆に管理面での脆弱性を感じます。すなわち、ソーラー発電、自家発電と所要電力の関係、

また、給水システム、防災無線、電算システム、これらをつかさどる機器類など、全体を把握管理する部署が必要と考えます。組織の見直しが必要ではないのか。中村町長さんの課題認識についてお伺いをいたします。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、登議員さんの質問にお答えをいたします。

デジタル田園都市国家構想については、デジタルの力を活用して地方が抱える課題を解決し、その地域らしい豊かな暮らしを目指す国の大きな施策の一つであります。

本町でもこれに関連して、多気町を中心とした5町を漢字で書く美しい村「美村」と銘打ち、新たな地域づくりに取り組んでいるところは御案内のとおりであります。

御指摘のバイオマス発電については、環境省が公募する脱炭素先行地域への挑戦を進めているものでございますが、これは、バイオマスありきでの計画ではなく、電源確保の一つとして検討しているものでございます。公共施設のZEB化はもとより、大きくはFIT終了後の再エネ電力を新電力会社でもって大量消費地へ供給をしていきたい。そうなると少なからず雇用も生まれると思っております。

医療Maas事業の実証実験は、町内の内科医で問題なくオンライン診療ができるところまでできております。診療報酬や薬剤のことなど、課題もありますが、需要が増えれば十分実装のできる状態にきております。その後ろにある目的は、地域に必要なものを一堂に集約させる場や、人が集える交流の場として位置づけており、今後も進めてまいります。

総合計画では、医療体制の強化を謳っておりますが、御指摘の医師確保の問題は近隣市町へ通院できる環境がある本町では、現状では、町内内科医で充足していると考えております。

町内で、開業を目指す医師があれば、もちろん支援してまいります。現時点では考えておりません。

役場庁舎のレジリエンス事業については、カーポート型太陽光発電設備と大型蓄電池で庁舎のZEB化を目指していくものは本質ではございますが、実は、省エネ型空調への更新がもう一つの柱であります。併せて、全館LED化も進めていきます。交付金と起債を活用することで、単独で行う空調の更新よりも有利に実施できます。また御懸念の管理面については、現在も、屋上に停電時に稼働させる太陽光発電設備と蓄電池を設置しております。日々業務に何ら問題なく運用できておりますことを申し添えまして、登議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、登喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。私の危惧するところは、みな払拭されているようでございますけれども。国の大きな目標でございます。日本は30年ぐ

らい遅れとったそうでございます。デジタル日本を作るんだというんが、国の大きな方針だそうでございます。ここに、国というんですか、政府というんですか、与党というんですか、そこの資料がございます。ガバメントトランスフォーメーションの道筋、道程、これにはええことが書いてあります。国民のまず安全・安心のために、デジタル化をさらに進めるんだと、これは有事に対しての迅速な情報共有を言うそうでございます。

もう一つ、大きな柱として人手不足の解消、デジタル化による圧倒的な生産性の向上、柔軟な働き方の実現、こういったところに新しい仕事生まれるのかなというのは、私なりの感じるところです。

また、もう一つの柱、所得の向上、労働生産性の向上に伴う所得の向上、新たなビジネスモデルの創出、最後に、効率的な行政運営、データ連係による双方向型の行政サービスの実現といった4つほどの大きな柱を掲げられております。確かに、人口がだんだんと減っていくと、少子化、高齢化が進むということで、デジタルがそれを解決してくれるかも分かりません。

しかし、現状を考えると、美村パスポートもそうなんですけれども、このサービスよりも、もう少し具体的なデジタル化、例えば、AIを登載したドローンでの買物、また、水道メーター検針のスマート化、かかりつけ医さんとのリモート診療は、もう既に構築されているやに聞きましたけれども、私を感じますのは、少子化、経済の低成長など、日本の将来不安を払拭するため、このデジタル日本を目指そうとする考えがあるんですけれども、デジ田構想は、この中で、この中の一つなのか。その考え方について担当課長さんのお話をもうちょっと伺いたいと思います。お答えをいただきたいと思います。

○議長（若宮 淳也） 山下みらい安心課長。

○みらい安心課長（山下 喜市） 御質問分かりました。国の施策ではありますけども、もともとスーパーシティ構想というもので、地域とつながり、都市部とのつながりをというところがあったんですが、2年ほど前から、3年ほど前からデジタル田園都市国家構想という形に名前を変えたというか、そちらにシフトを、国のほうが進めております。登議員おっしゃるように、デジタルでもって都会と地域の格差をなくしていこうというところが、まず大きな部分であろうかと思っております。

その使われ方には、それぞれ提案をしていくということが、地域から提案をしていくということが、まず、大きくあります。それで多気町さんが中心となる形のデジ田事業という形で、度会も参画しているということになってございます。

おっしゃられました美村パスポートといったものが、今、メインになってはございますんですけど、その裏には、お聞きされておりますヘルスケアの内容であったりとか、そういったものも実は含んでおります。今、システムを改築したというと

ころでございますので、まさに、この6年度からそういった部分をPR、アピールして行って、皆さんに使ってもらいやすいような形にしていこうという流れがございます。その一つの中に、美村ペイという支払い方法があると。これが地域の活性化につながればというところで動いておりますので、おっしゃられましたような、そういう安心・安全であったりとか、人手不足の解消とか、ビジネスモデルの構築といったものは、当然、目的ではあるんですが、まず、このできる範囲からというところで進めておるというところがございますので、回答になっていないかもしれませんが、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（若宮 淳也） はい、登喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。私、まだ、なかなかデジ田構想自体、理解を深めることができないところでございます。町民の皆さん方もどの程度理解されているのか。その辺のところを、もう少しPRをする、もう少し違う方法があるのではないかな、考えております。

ただ、町長さんも、お医者さんの医師不足については、度会町は通院できる範囲にあるので大丈夫だというお話なんですけれども、一之瀬方面の皆さん方のお声をお聞かせいただきますと、皆さん方は、もう少し不安を感じられているのではないかなと思っております。

また、時々庁舎の屋上にお邪魔させていただいておりますけれども、いろんな配電盤でございます。また、氷の蓄熱、水素ですか、タンクからポンプでもって、水圧をかけているんですけれども、もうポンプの軸受けあたりのグランドパッキングが、表現悪いんですけれども、だだ漏れになっておりまして、この辺の管理も十分とは言い切れないなと思っております。

さらに、ソーラー発電で庁舎が電源化されるわけなんですけれども、自家発もあるというお話なんですけれども、果たして全体を装置を把握している職員の方がみえるかどうか。私自身は、非常に心配です。いま一度、有事の際に誰か芯になる職員さんおみえになるのか。その辺のところを検討をしておいていただきたいと思っております。

ちょっと消化不良のところもありますけれども、以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

暫時、休憩いたします。

(10時8分休憩)

(10時20分再開)

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、6番 貞森義和議員。

《6番 貞森 義和 議員》

○6番（貞森 義和） 過日一般質問の通告をし、許可を得ました貞森でございます。私は2点についてお尋ねいたします。

まず、一点目ですが、一点目は、地域振興券、年末年始に2か月で急遽作られましたその地域振興券、実際には物価高に対応するという意味で、地域を元気にというよりも、物価高に対応するという、そういうやつでございましたが、議員懇談会でも一応伺っておると思うんですけども、町民の皆さんから、また聞いてくれという話がありましたので、一応、議場でももう一度お伺いしたいと思っております。あの地域振興券は、どういうお金でできておるかという、それは政府からの特別交付金が幾らで、町の持ち出しが幾らで、必要経費幾らを引いて、総額幾らでできたものか。あの2か月の間にね、配られたときにもう明日から使えるようになってったんで、あの早業はね、皆さんの努力のおかげやと思っております。あの地域振興券をあれだけ慌てて作ったんですけど、本当に使用されたのは何枚あるのかと、未使用はどれだけあるのかと、その未使用のお金は誰がどこで管理しとるのかと、そんなことを聞いていただきたいという意見がありましたので、私も知りたいなと思って質問させていただくと、こういうことでございます。その点について町長の答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをします。

12月に発行いたしました地域振興商品券につきましては、まずは、議員の皆様方の深い御理解と、商工会また郵便局をはじめ、関係機関の絶大なる御協力により、いち早く町民の皆様方にお届けをすることができました。

おかげをもちまして98.63%もの利用に達し、年末年始の消費喚起へつながり、また、商工関係者の方々からも御好評をいただきましたことを、とても喜ばしく思っております。

それでは、まず、御質問の財源等につきまして、担当課長が御説明をいたします。

○議長（若宮 淳也） 西村産業振興課長。

○産業振興課長（西村 夏之） 町長に代わりまして、担当課から御説明いたします。

総事業費につきましては、必要経費を含め、約4,200万円で、商品券3万8,580枚を発行し、3万8,050枚が使用され、差し引いた僅かな残りが未使用となっております。

財源内訳といたしましては、物価高騰対応重点支援交付金、約3,000万円の活用に加え、現在、必要経費等を精算中の段階にありますが、不足分と想定される約1,200万円を町費から持ち出す考えでおります。

以上、担当課からの答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） 貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） あの件に関してですけれども、もしこういうことが今後もあるとしたらですね、そのときの希望というんか、要望をお願いしたいと思います。

一つはね、千円券というのは、なかなか使い勝手が悪いんです。僕、近隣市町の様子も聞いてもらいましたが、500円券でできるところが結構あるんです。それでみんな千円単位で物を買うという人ばかりではないので、私らも含めて年寄りがおりますもんで、たくさん。その人たちが使いやすいようにするためには、800円の物を買うたって使えないと、800円のものを買うたら500円出して300円足したらええという、そういう使い勝手のええやつにしてほしいので、できたら500円にしてくれへんかというのが、一つです。

それから、もう一つは、期限がないようにというのやったら、できたら現金でくれへんかというんです。ところが、その現金の場合、その振込手数料というのを、私が分かりませんもんでね、これが莫大な金かかるんやったら、これはもういかんですけれども、未使用が本当に少なかって、僕はこれ上手に2か月、本当にうちについたときは、明日から使えるなみたいな期日で作ってもらったんでありがたかったんですけれども、期日がないのは現金なんですね。この振込料が、これはかかるというんやったら別ですが、できたら500円券で、さらに、できたら現金で配布してもらうように、今後そういうことがあったらお願いしたいと、それが第一問目の質問でございます。もうこれで結果は、返答はよろしいですからね。

次は、第二番目の質問に入らせてもらいます。

第二番目の問題は、通学バスでのヘルメットのことで、教育長にお願いしたいんですけれども、私は、外で生活しておりまして度会町へ帰ったのが22、3年前なんですけれども、その初め頃、子供さんらがヘルメットをかぶってね、地域の小学校へ通ってました。中学校の統合のほう及早かったんで、そのうち地域の小・中学校の小学生も、中学校の登校バスに、その中学校の通学バスに乗せたってくれへんかというて、私とこ小川郷小学校の校長先生から電話がありまして、貞森さんあなたのところの横、停留所にしたってくれへんか、バス停にしたってくれへんかと言ってきましたので、よろしいですよ、僕それやったら関わりますよと言って、20年近く毎朝出てるんですけれども、そんなことで初めの頃は、通学に歩いて通っておった子らはヘルメットかぶって、今度はバスになっても、小学校の子らヘルメットかぶったと思うんですが、時々、私ヘルメットのことばかり考えとるわけやないんで、あれ、この頃もうええんかいなと思ったりしますもんで、そのヘルメットをつけて、バスに乗ることが正しいんかどうか、そんなことは、私は分かりませんし、別にルールもないんですけれども、そのヘルメットについて、もしヘルメットを

つけて、かぶる、かぶって登校するような、その習慣があったとしたら、そのヘルメットは誰がお金出して買うとるものなんかと、保護者負担なんか、町が入学祝いとして買ってやるとるのかというのを、お伺いしたいんです。

それから、そのヘルメットが一つあることによってね、家に帰ったときに、ちょっと遊びに行ったとき、ヘルメットをつけて自転車で走っていくというのは、これはもうけがを軽くする意味でありがたいと思いますもんで、そのヘルメットの購入ですね。これは保護者負担か、町負担で入学祝いで配っているのか、ちょっとお聞きしたいんです。教育長をお願いします。

○議長（若宮 淳也） 中村教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） それでは、貞森議員さんの御質問にお答えします。

まずは、貞森議員さん、子供たちの通学に御支援、本当にありがとうございます。

さて、小学校の登下校の方法については、徒歩通学とバス通学がございますが、徒歩通学・バス通学とも、登下校時はヘルメットを着用する決まりになっております。バスの中でもかぶっております。かぶるような決まりになっております。

中学生の登下校の方法については、徒歩通学、自転車通学、バス通学がございますが、登下校時は自転車通学者のみ、ヘルメットを着用することになっております。

次に、ヘルメットの購入費用につきましてでございますが、まず、小学生につきましては、小学校入学時に保護者の方々の自己負担で、ほかの学用品と同様に購入いただいておりますが、交通安全協会様から、一部補助をいただいております。

中学生につきましては、町からの中学校への補助金によって中学生がヘルメットを購入し、入学時説明会の際、自転車通学生に対して支給しているところです。

防災の観点から見ますと、小学生については、全員ヘルメットを着用して登校しておりますので、校内でも地震が起きたときは、すぐにかけてあるヘルメットを持って、着用して避難することができます。

しかし、中学生については、生徒全員分のヘルメットの準備がございません。それでしたので、今期定例会に提出しております一般会計予算において、生徒全員分のヘルメット購入に充てる予算を計上し、議会の皆様の承認をお願いしているところでございます。中学生も机の横か、ロッカーに置いておいて、すぐに防災時には活用できるというようなことを、議会の皆様の承認をお願いしております。

今後とも学校教育活動への御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げ、貞森議員さんに対する答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 確認させていただきます。この議会で予算が通れば、私よう見てないんですけど、ヘルメットは町が全員に買うてくれるということになるわけ

ですか。小学校も中学校も通じて。

○議長（若宮 淳也） 中村教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） それではお答えします。

小学生は、全員持っております。中学生は、学校に常設できるように、この定例議会で皆様に議決いただければ、購入できます。

以上でございます。

○議長（若宮 淳也） 貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 分かりました。町の努力も感謝いたします。議会のほうで議決させていただいて、全員ヘルメットを持つということになると、家に帰ってからね、動いたときに、もう子供ってけがするものなんです、横着なんです。我々もそうでした。ですから、けがを前提にして、どんだけでも軽いけがで済むようにという意見で、家にヘルメットがあったら安心やなという意見で、分かり切ったようなことをお聞かせいただきまして、申し訳なかったんですけど、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、1番 山北佳宏議員。

《1番 山北 佳宏 議員》

○1番（山北 佳宏） 1番、山北佳宏です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、2つございますけども、まず、一つ目は、移住・定住につきまして伺います。現在、度会町において移住・定住推進の強化を図っていただいております。特に、民間企業との連携によります度会町移住・定住促進事業補助金制度につきましては、その効果は大きいものであると思慮しています。

また、空き家バンクを通じたの移住も、担当職員の方々の御尽力によりまして、着実に成果を上げられているとお聞きしております。御承知のように、先日、新聞報道によりますと、NPO法人ふるさと回帰支援センターの発表では、昨年、2023年の移住相談につきまして窓口への訪問、また、セミナーへの参加などによります相談件数は5万9,000件を超え、昨年比13%増、過去3年連続最多更新となっております。新型コロナの感染症が発生以降、ワーキングスタイルの変化や人と人とのつながりを求めたり、子供と過ごす時間を重視したり、定年後の田舎暮らしへの憧れや防災面の対策など、ライフスタイルの変化が考えられると思います。

度会町に移住をされました方は、緑豊かな大自然の田舎暮らしを望まれた方、まちづくりに対する住民意識調査の結果で、福祉面について充実しているこの町を望まれた方、また、海には面していませんが、海のある町へ1時間足らずで移動が可能なこの町を望まれた方など、いろいろな理由で度会町を選んでいただいていると

思っています。この移住・定住促進について度会町第7次総合計画に、移住者への交流として移住者同士、また、地域の中で新しいつながりを育めるよう、サポートを行うという計画が掲げられています。現在、地域おこし協力隊の方も含め、様々な活動を行っていただいております。

一方、他町村では、移住に関して様々な課題もあるようで、行政が移住される方と移住先の地元の方とのパイプ役を担って不安や課題を解消する場を設けていただいているようです。これらを踏まえ、今後も積極的な活動を期待いたします。

特に、空き家バンクを介して移住される場合につきましては、町は、移住希望者との相談会の機会を、これまで以上に増やしていただいて、地域のコミュニティーや防災面も含めた共助意識などを考慮した相談サポートが重要になってくるのではないかと思います。移住される方や移住先の受入先の方々の不安を解消するような、これまでの活動や今度の方針について伺います。

以上で、質問一つ目になります。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、山北議員の質問にお答えをいたします。

人口減少が進む中、本町においても移住定住施策は人口減少を緩和させるための一つの柱と捉えておりまして、第7次総合計画の重点プロジェクトや第2期総合戦略の基本施策の一つに位置づけております。

具体的な取組といたしましては、令和元年度から移住・定住補助金及び空き家バンク制度を新設し、移住・定住に関する支援を行うとともに、地域の課題であります空き家の利活用を合わせて進めています。

そして、今年度からは、移住・定住の促進と空き家対策をメインミッションとする地域おこし協力隊を任用し、移住・定住施策や空き家バンクを拡大していくとともに、移住者のサポートや地域とのパイプ役となってもらうことを想定しております。

補助金や空き家バンク制度を活用し、移住してもらえることは非常にありがたいことですが、地域の方が受け入れる不安もあると思います。地域になじみ、住み続けてもらうには、住民の理解や行政の支援、また、協力隊のサポートも必要不可欠であると考えております。

持続可能なまちづくりを進めるためには、住民も移住者も心豊かに住み続けられる町を目指して、移住・定住施策を進めてまいります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（若宮 淳也） 山下みらい安心課長。

○みらい安心課長（山下 喜市） それでは、町長に代わりまして、担当課からこれまでの取組や今後の方針などを御説明させていただきます。

まず、町長から説明のありました移住・定住補助金や空き家バンク制度の実績などを御紹介いたします。移住・定住補助金につきましては、令和元年の創設から現在まで48世帯、146人の移住や定住につながっております。

また、空き家バンクにつきましては、創設から22件の登録があり11件が成約となっております。

今年度から任用した地域おこし協力隊につきましては、様々な活動をする中で、空き家の地道な調査や声かけなどの結果、例年、バンク登録数は3から4件であるのに対し、今年度は8件の登録申込みがございました。また、協力隊カフェの開催や、地域行事などへ参加し、今までにない交流の機会が生まれ、新たなにぎわいづくりにつながっていると感じております。

山北議員さんの言われるとおり、移住・定住や空き家対策については、地域の皆さんとの関わりが非常に重要であり、地域外から移住されるということは、移住者はもちろんですが、住んでいる住民の皆さんにとっても不安があると思います。

移住・定住を進めるためには、町や協力隊が連携し、地域で暮らすための情報提供や相談サポートを行っております。また、協力隊には、移住者に限らず、希薄になりつつある地域住民同士の交流の場づくりを検討してもらっているところです。取組を模索する中で、県内の自治体で、先進的に取り組まれているところもございますので、参考にすべく、事例研究にも積極的に取り組んでおります。

引き続き、各制度の活用と協力隊の活動を合わせて、人をつなぐための取組を行ってまいりますので、山北議員さんの広い見識で御助言いただければと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

以上、担当課からの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 山北佳宏議員。

○1番（山北 佳宏） ありがとうございます。行政をはじめ、各関係各位の皆様の御活躍がよく分かり、そして、皆様に大変お世話になっていることを再確認いたしました。地域おこし協力隊の方も、予算説明時に1名増やしていただけるというようなことも伺っておりますので、引き続き、積極的な活動をお願いしたいと思います。私も微力ながら、移住・定住で選ばれるまちづくりの実現、また住み続けたいまちづくりのために取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。この項につきましては、質問を終了させていただいて、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問になります。こちらはちょっと観光振興と特産品というようなことになっていきますけども、両者連携、関係のあることだと思っておりますので、一つとして質問させていただきます。

観光振興につきましては、度会町は観光資源の少ないことから、豊かな森林、き

れいな水と空気をPRして、観光事業を推進し、町内各地をめぐるたり、体験型観光を実施してまいりました。新型コロナウイルス感染症が発症まで活動内容も、年々工夫され、参加者の方の満足度も高かったことと思います。コロナが終息した今、これらの観光振興について以前と同じような企画に加え、ヴィソンの事業に連携した誘客などの企画も効果的であると思いますので、今後の観光振興による誘客の具体的な計画を伺います。

また、度会町誘客施設の中心でもあります宮リバー度会パークにつきまして伺います。過去一般質問も出していただいているようですが、現在、公園の周辺に民間企業の方々によります商業・サービス業の店舗が事業を営まれ、公園への誘客等、地域の活性化に結びついていると思います。今後、町として誘客の核となる宮リバー度会パークの拡張計画があれば、併せて伺います。

次に、特産品ですが、コロナ終息に伴い、コロナ発症前に実施していた県内や三重テラスをはじめとする県外各地での特産品のPR計画は予定をされてみえるか、伺います。これまで対面方式のPRを行い、情報量が多いインターネットの中で、度会町を検索していただくための手段として、三重テラスという都心のアンテナショップを以前のように活用していただければと思います。

また、度会町第7次総合計画にあります地域団体間の相互交流から販売促進協議会の設立や農林業者、商工業者が連携した異業種によります特産品の開発や、また、特産品のブランド化についての方針を伺いたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、山北議員の質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから、徐々ににぎわいが戻っている状況で、来月7日には25回記念となる春まつりが盛大に開催をされる予定となっております。

まず、観光支援では、ヴィソンの事業に連携した誘客企画として、昨年夏に地域協力隊の協力を得て「度会町フェア i n V I S O N」を1か月間にわたって開催し、町のお茶やブルーベリーなどの食材を使用したコラボメニューの提供、特産品販売コーナー、軽トラマルシェ、観光ブースの設置等のPRを行い、特に、県外の多くの方々に度会町の魅力に触れていただく機会となりました。

続きましては、誘客施設でございますが、宮リバー度会パークにつきましては、現在のところ拡張計画はございませんが、民間事業者へのイベント会場としての活用を促しております結果、新たな事業の実施や問合せが増えております。先月には、学生によるイルミネーションプロジェクトが開催され、来園者は幻想的な景色に魅入っております。

また、先日、公益財団事業「さくらプロジェクト」を活用して、しだれ桜50本を植樹をいたしました。引き続き、来年度はソメイヨシノを20本植樹する予定であり、将来的には河津桜、しだれ桜、ソメイヨシノと様々な桜が楽しめる名所となることを期待をしております。

次に、遊水プール鏡につきましては、ポンプや床面の修繕など、大規模な改修を実施しています。併せて、町内の中学生以下の利用を無料とし、全体の料金体系を分かりやすく設定し、利用者増に努めていくために、議員の皆様方に御理解をお願いしているところであります。

最後に、特産品のPR、開発、ブランド化につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、やや停滞をしていたところもございますが、様々な視点で地域に目を向け、商工会と協力して進めていきたいと考えております。

いずれにしましても、これからはコロナ禍で培った経験やノウハウを活用しながら、オンラインなど新しい形で進めていくことも必要ではないかと思っております。

以上、山北議員への答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 山北佳宏議員。

○1番（山北 佳宏） ありがとうございます。観光につきましてヴィソンの観光ルート、ホームページを確認してもまだまだ度会町少ないような感じでございますので、度会町へ出かけるようなプラン、また、伊勢志摩へ出かけられた帰りでもですね、度会町に寄っていただく、そして、度会町のおもてなしができるような計画を、今後も継続してお願いしたいと思っております。

宮リバー度会パークにつきましては、いろいろと施策を実施いただいております。ありがとうございます。今後もたくさんの方が訪れ、リピーターが増えることを願っております。

特産品につきましては、なかなかこの地区でも同じような商品が出ており、差別化が難しいと思っておりますけれども、地道に商品のPRを行っていくことが必要だと思っております。商品を販売するには、人と人との会話が大変重要で、商品の信頼度も高めるためにも、消費者やバイヤーに説明を行う機会を、今後も増やしていただくことをお願いします。

また、特産品の開発や販路開拓には、町内の各団体の連携も含め、御支援を引き続きお願いしたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、山北佳宏議員の質問を終わります。

これにて、一般質問を終わります。

◎各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑

続きまして、日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 西井仁司議員。

○予算決算常任委員長（西井 仁司） それでは、報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました議案第1号 令和6年度度会町一般会計予算、議案第6号 令和5年度度会町一般会計補正予算（第6号）、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて、以上3議案について、教育長、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決・承認すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員会委員長 大野原徳議員。

○総務住民常任委員長（大野 原徳） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました議案第2号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和6年度度会町介護保険特別会計予算、議案第4号 令和6年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第8号 令和5年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第9号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第11号 度会町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第13号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第16号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第18号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第19号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第25号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について、議案第26号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第27号 日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第28号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第29号 火打石・駒ヶ野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第30号 小萩辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第31号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第32号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第33号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第34号 南中村辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第35号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第37号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について、以上27議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、総務住民常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員会委員長 大西徹議員。

○産業教育常任委員長（大西 徹） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました議案第5号 令和6年度度会町水道事業会計予算、議案第10号 令和5年度度会町水道事業会計補正予算（第3号）、議案第14号 度会町分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第15号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第21号 度会町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第22号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第36号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡指定管理者の指定につき同意を求めることについて、以上7議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、産業教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案どおり可決・承認すべきものであります。

これで、各常任委員会委員長報告を終わります。

◎討論（議案第1号～議案第39号）

続きまして、日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号 令和6年度度会町一般会計予算から議案第39号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第1号から議案第39号までの討論を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

暫時、休憩いたします。

（11時6分休憩）

（11時15分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎採決（議案第1号～議案第39号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書の議案第1号 令和6年度度会町一般会計予算から議案第39号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたしたいと思っております。

議案第1号 令和6年度度会町一般会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第2号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号 令和6年度度会町介護保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第4号 令和6年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第5号 令和6年度度会町水道事業会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第5号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号 令和5年度度会町一般会計補正予算(第6号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第6号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第7号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第8号 令和5年度度会町介護保険特別会計補正予算(第4号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第8号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第9号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第9号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号 令和5年度度会町水道事業会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第10号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第11号 度会町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第11号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第12号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第12号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第13号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第13号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号 度会町分担金徴収条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第14号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第15号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第15号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第16号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第16号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第17号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第17号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第18号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第18号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第19号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第19号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第20号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第20号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第21号 度会町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第21号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第22号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第22号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第23号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第23号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第24号 専決処分の承認を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第24号は、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第25号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第25号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第26号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第26号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第27号 日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第27号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第28号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画に

ついてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第28号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第29号 火打石・駒ヶ野辺地に係る公共的施設の総合整備計画
についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第29号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第30号 小萩辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに
対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第30号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第31号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対
し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第31号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第32号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画につ
いてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第32号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第33号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第33号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第34号 南中村辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第34号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第35号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに

対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第35号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第36号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡指定管理者の指定につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第36号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第37号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第37号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第38号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第39号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第39号は、原案どおり同意されました。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

任期満了による度会町選挙管理委員及び度会町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、西川洋治君、中井克利君、黒井信之君、世古ひとみ君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方に選挙管理委員の当選人として定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、西川洋治君、中井克利君、黒井信之君、世古ひとみ君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、山下弘文君、東出千明君、坂本裕君、西井諭君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方に選挙管理委員補充員の当選人として定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、山下弘文君、東出千明君、坂本裕君、西井諭君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序は、ただいま指名いたしました順序にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま指名いたしました順序に決定いたしました。

暫時、休憩をいたします。

(11時31分休憩)

(11時32分再開)

○議長(若宮 淳也) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、中村町長より提出されました議案第40号 度会町税条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号を追加日程とすることに決定いたしました。

◎議案の上程(議案第40号)

追加日程第1 議案第40号 度会町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

◎提案理由の説明(議案第40号)

追加日程第2 それでは、議案第40号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対し、町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長(中村 忠彦) それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。

議案第40号 度会町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例規定を追加するとともに、引用する条項を改めるため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

以上、提出議案の説明とさせていただきますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎質疑(議案第40号)

追加日程第3 これより議案第40号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

よって、議案第40号に対する質疑を打ち切ります。

◎討論(議案第40号)

追加日程第4 これより討論を行います。

議案第40号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 討論なしと認めます。

議案第40号に対する討論を打ち切ります。

◎採決(議案第40号)

追加日程第5 これより議案第40号 度会町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたしたいと思います。

議案第40号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第40号は、原案どおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

(11時35分休憩)

(11時36分再開)

○議長(若宮 淳也) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、提出されました発議第1号 専決処分事項の指定について、発議第2号 専決処分事項の指定について、発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号から発議第3号までを追加日程とすることに決定いたしました。

◎議員提出議案の上程(発議第1号～発議第3号)

追加日程第6 それでは、発議第1号 専決処分事項の指定について、発議第2号 専決処分事項の指定について、発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

◎提出理由の説明（発議第1号～発議第3号）

追加日程第7 それでは、発議第1号 専決処分事項の指定について、発議第2号 専決処分事項の指定について、発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書の提出についてを、提出議員より提出理由の説明を求めます。

2番 大西徹議員。

○2番（大西 徹） 発議第1号 専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

令和6年3月14日提出

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

度会町議会議員 中森 慰

記

町議会の議決を経て締結した次の工事請負契約について、その定める割合の範囲内において変更契約を行うこと。

1 令和5年度町改第9号緊急防災・減災事業田口大橋橋梁耐震補強（P2橋脚他）工事

契約金額の15%以内の変更

提案理由

町議会の議決を経て契約を締結した令和5年度町改第9号緊急防災・減災事業田口大橋橋梁耐震補強（P2橋脚他）工事について、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるものである。

発議第2号専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

令和6年3月14日提出

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

度会町議会議員 中森 慰

記

町議会の議決を経て締結した次の工事請負契約について、その定める割合の範囲内において変更契約を行うこと。

1 令和5年度宮リバー度会パーク遊水プール鏡プール改修工事

契約金額の5%以内の変更

提案理由

町議会の議決を経て契約を締結した令和5年度宮リバー度会パーク遊水プール鏡プール改修工事について、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるものである。

発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年3月14日

度会町議会議長 若宮 淳也様

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

度会町議会議員 登 喜三雄

度会町議会議員 濱岡 裕之

度会町議会議員 中森 慰

提出理由

1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、能登半島において甚大な被害が発生するとともに、様々な課題が浮き彫りとなりました。今回の震災から得られた教訓も生かしながら、引き続き、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めることが必要です。

以上のような理由から、国において防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために、対策を拡充することを強く要望するものである。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提出者の説明は終わりました。

◎質疑（発議第1号～発議第3号）

追加日程第8 これより発議第1号 専決処分事項の指定についてから発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書の提出についてまで、発議に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

よって、発議第1号から発議第3号に対する質疑を打ち切ります。

◎討論（発議第1号～発議第3号）

追加日程第9 これより討論を行います。

発議第1号 専決処分事項の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

発議第1号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第2号 専決処分事項の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

発議第2号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

発議第3号に対する討論を打ち切ります。

◎採決（発議第1号～発議第3号）

追加日程第10 これより発議第1号 専決処分事項の指定についてから発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書の提出についてを採決したいと思います。

発議第1号 専決処分事項の指定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求め

ます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、発議第1号は、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第2号 専決処分事項の指定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、発議第2号は、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、発議第3号は、原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第6 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、度会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

濱岡裕之委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和6年第1回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時46分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員